

経 済 産 業 省

平成22・09・27商局第1号
平成22年10月7日

経済産業省大臣官房商務流通審議官 深野 弘行



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈の基準についての一部改正について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付け43化第151号）の一部を次のように改め、平成23年7月1日から適用する。

なお、この通達の適用日前に製造又は輸入されたガス給湯暖房機については、その旨が証明できる場合に限り、別添2第3条（液化石油ガス器具等）及び第4条（特定液化石油ガス器具等）関係2.の改正規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について第3条（液化石油ガス器具等）関係を次のように改正する。

第3条（液化石油ガス器具等）及び第4条（特定液化石油ガス器具等）関係

1. 別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。

- ① 容器が組み込まれる構造のもの
- ② 容器に燃焼器を直接取り付ける構造のもの（①を除く。）
- ③ 内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245（平成6年）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの

「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245（平成6年）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。

2. 別表第1第3号及び別表第2第2号中「液化石油ガス用瞬間湯沸器」とは、給水に連動してガス通路を開閉することができる機能をもち、水が熱交換器を通過する間に加熱される構造の給湯機をいい、もっぱら給湯の用に供するもののみならず、床暖房、浴室乾燥、ふろ追い焚きその他の用に供するため、水等の熱媒体を加熱し、循環させる機能を併せもつガス給湯暖房機を含む。
3. 別表第1第5号及び別表第2第3号中「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」とは、次の①及び②の要件に適合するものをいい、給湯機能を併せもつものを含む。
 - ① ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取り外すことができない方法で取り付けられていること。
 - ② 輸送時の梱包がふろバーナーを取り付けた状態であるもの。
4. 別表第1第6号及び別表第2第4号中「液化石油ガス用バーナーを使用することができるふろがま」とは、液化石油ガス用ふろバーナーを使用することが可能なふろがまをいい、都市ガス用ふろバーナーを使用することもできるいわゆる液化石油ガスと都市ガス兼用のふろがまを含む。したがって都市ガス専用のふろがまは除かれる。
5. 別表第1第5号及び第6号並びに別表第2第3号及び第4号中「ふろがま」には、ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年労働省令第3号）の適用を受けるボイラを含まない。
6. 別表第1第9号及び別表第2第7号中「液化石油ガス用ガス栓」とは、調整器（燃焼器具から最も近いものをいう。）から燃焼器具までの間に設置される供給管又は配管に主として接続されるものをいう。

ただし、ガス栓のうちホースガス栓であって本体が箱内に収納されるボックスガス栓であって、本体と入口側接続部が分離できるものは、本体のみをもってガス栓と見なすことができる。